

関係法令等の動向について

1 関係法令等の動向

(1) 「バリアフリー法」等改正 (R2)

ア 「バリアフリー法」改正

- ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
(公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設、他交通事業者からの協議応諾義務の創設、
国認定観光施設の情報提供の促進等)
- ・国民に向けた広報啓発の取組推進
(優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適切な利用の推進、市町村等による「心のバリアフリー」の
推進等)
- ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大
(適合義務対象施設に公立小中学校及び旅客特定車両停留施設を追加)

イ 「バリアフリー法施行令」改正

- ・建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学
校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加。

(2) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正 (R3.3)

- ・小規模店舗、重度の障害・介助者等に配慮したバリアフリー設計に関する考え方・留意点の充実等
(高齢者、障害者等が利用する各種便所の名称見直しなど)

(3) 公共交通機関の「バリアフリー整備ガイドライン」改訂 (R3.3)

- ・役務の提供の方法、優先席、高齢者障害者専用トイレ、鉄道駅におけるプラットフォームと車両の間の
段差・隙間の縮小等について改訂。

2 周辺自治体の動向

(1) 川崎市福祉のまちづくり条例改正 (R3.4)

- ・建築物移動等円滑化に付加する事項に係る規定の適用の読替え規定の整備
- ・条例の対象となる小規模特別特定建築物の基準に関する事項の追加
- ・公共的施設の整備基準に移動等円滑化経路に関する事項を追加
- ・国等における公共的施設の手続に関する特例制度の廃止

3 その他動向、他参考

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (H25. 6)
- (2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 (R1. 6)
- (3) 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」 (H30. 12)
- (4) かながわ障がい者計画 (R1)
- (5) 情報アクセシビリティ等

- (6) 災害対策基本法等
- (7) かながわ都市マスタープラン (H19)
- (8) かながわSDGs取組方針 (H30)
- (9) 障がい者の生涯学習の推進等

参考資料3 別冊1

【目次】

1 関係法令等の動向

(1) 「バリアフリー法」等改正

- ア 「バリアフリー法」改正 (R2.2.4 記者発表資料) 2

【国交省 HP https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000226.html】

- イ 「バリアフリー法施行令」改正 (R2.9.29 記者発表資料) 4

【国交省 HP https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000844.html】

(2) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正

- (R3.3.16 記者発表資料) 5

【国交省 HP https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000868.html】

(3) 公共交通機関の「バリアフリー整備ガイドライン」改訂 (R3.3.31 記者発表資料) . . . 12

【国交省 HP https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000289.html】

2 周辺自治体の動向

(1) 「川崎市福祉のまちづくり条例」改正 14

【川崎市 HP <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000127397.html>】

3 その他動向、他参考

「バリアフリー」施策関連法令の概要等について【参考資料3 別冊2】

令和2年2月4日

総合政策局安心生活政策課

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定
～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての
共生社会の実現に向け、必要な制度整備を行います～

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

1. 背景

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化することが必要となっております。

2. 概要

(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

(2) 国民に向けた広報啓発の取組推進

【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

(3) バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備

<問い合わせ先>

総合政策局安心生活政策課 渡邊、高橋、三浦、内田
代表：03-5253-8111（内線 25-525、25-526、25-527）
直通：03-5253-8437 F A X：03-5253-1552

●高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
 <予算関連法律案>

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。

例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、**市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法案の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

○公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務**の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)

○公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動等円滑化に関する協議への応諾義務**を創設

○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進

○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加

○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する**事項を追加**

○心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、**作成経費を補助**(※予算関連)

○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

○公立小中学校及び**バス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)**を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》・「心のバリアフリー」の認知度: 約24%(2019年度)→約75%(2030年度)

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数: 約1,700(2019年度)→約2,000(2025年度)

令和2年9月29日

住宅局建築指導課

公立小学校等のバリアフリー化を進めます

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

公立小学校等を建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）への適合義務の対象となる特別特定建築物に追加等する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

本年5月20日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）公立小学校等の特別特定建築物への追加（第5条第1号）

建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加します。

（2）その他

その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定めます。

3. スケジュール

閣議決定	令和2年 9月29日（火）
公布	令和2年10月 2日（金）
施行	令和3年 4月 1日（木）（改正法の施行の日）

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田
代表：03-5253-8111（内線：39515、39538）
直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

令和3年3月16日
住宅局 建築指導課

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正しました
～改正内容に関するオンライン講習会の開催決定 本日より参加申込の受付開始～

国土交通省は、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、本日、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正・公表しました。また、改正した建築設計標準に関する講習会を開催します。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、バリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」を策定しています。

前回の改正から約4年が経過したことから、学識経験者、障害者・高齢者団体、事業者団体等から構成される検討会・ワーキンググループで改正内容を検討し、建築設計標準を改正しました。

1. 主な改正内容

① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

【主な改正事項】・出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載

・飲食店は車椅子のまま食事できるように、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載

・備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供等のソフト面の工夫に関する記載の充実 等

② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

【主な改正事項】・重度の障害や介助者の利用を想定し、車椅子使用者用便房の大きさについて見直し

・多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

・車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し（運用面の柔軟な対応を含む） 等

③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加（国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等）

※建築設計標準本文はこちら http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

2. 建築設計標準の改正内容に関する講習会 開催案内

(1) 主な対象者：設計者、建築主、審査者、施設管理者、行政等

(2) 日時：令和3年3月23日（火）15時～17時

(3) 場所：オンライン ※アプリ等不要。WEBで動画が視聴いただける環境でご覧いただけます。

(4) 講師：東洋大学名誉教授 高橋儀平氏、国土交通省担当官

(6) 参加費：無料

(7) 参加方法：事前の申込みが必要です。詳細は別紙をご覧ください。

(8) 申込期間：令和3年3月16日～23日正午まで

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 飯田、山田

電話：03-5253-8111（代表）、39-516、39-538（内線）FAX：03-5253-1630

○「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。

○国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
 - ① 入口の段差解消・扉幅の確保、② 可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。
- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。
- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
 - [対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
 - [対象:2㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物] 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正
 - 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
 - 高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実
 - 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)
 - 車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行



改正

【出入口・店舗内部の通路の確保等】

- ① 出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- 店舗内及び通路には段差を設けない。
- 通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

【車椅子使用者が利用できる席（飲食店）】

- ② 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- また、可動式のテーブルや落ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

【モデル・設計例】



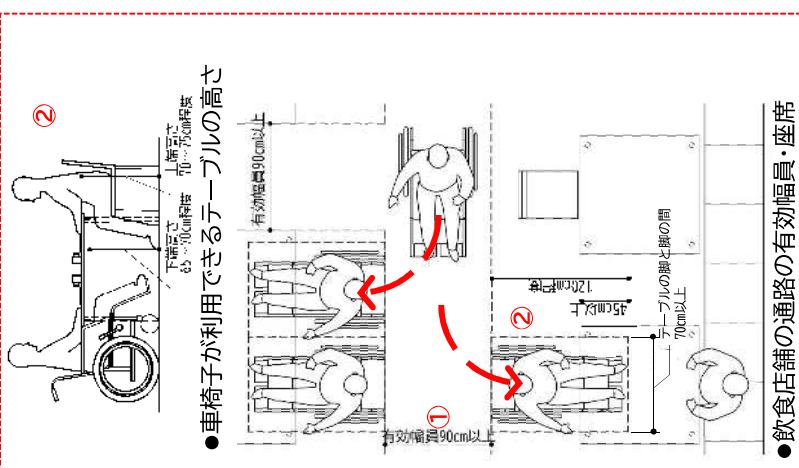
①

- 改修による自動式引き戸の設置、出入口前後の高低差の解消



②

- 可動式の椅子席（カウンター席）



- 車椅子が利用できるテーブルの高さ

- 飲食店舗の通路の有効幅員・座席

【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等（ソフト面の対応）】



- 車椅子可搬型スロープ



- 貸出し用の車椅子



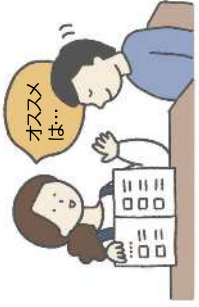
- 筆談盤を活用した会計・対話



- 点字・墨字併用のメニュー



- 杖を立てかけるホルダー

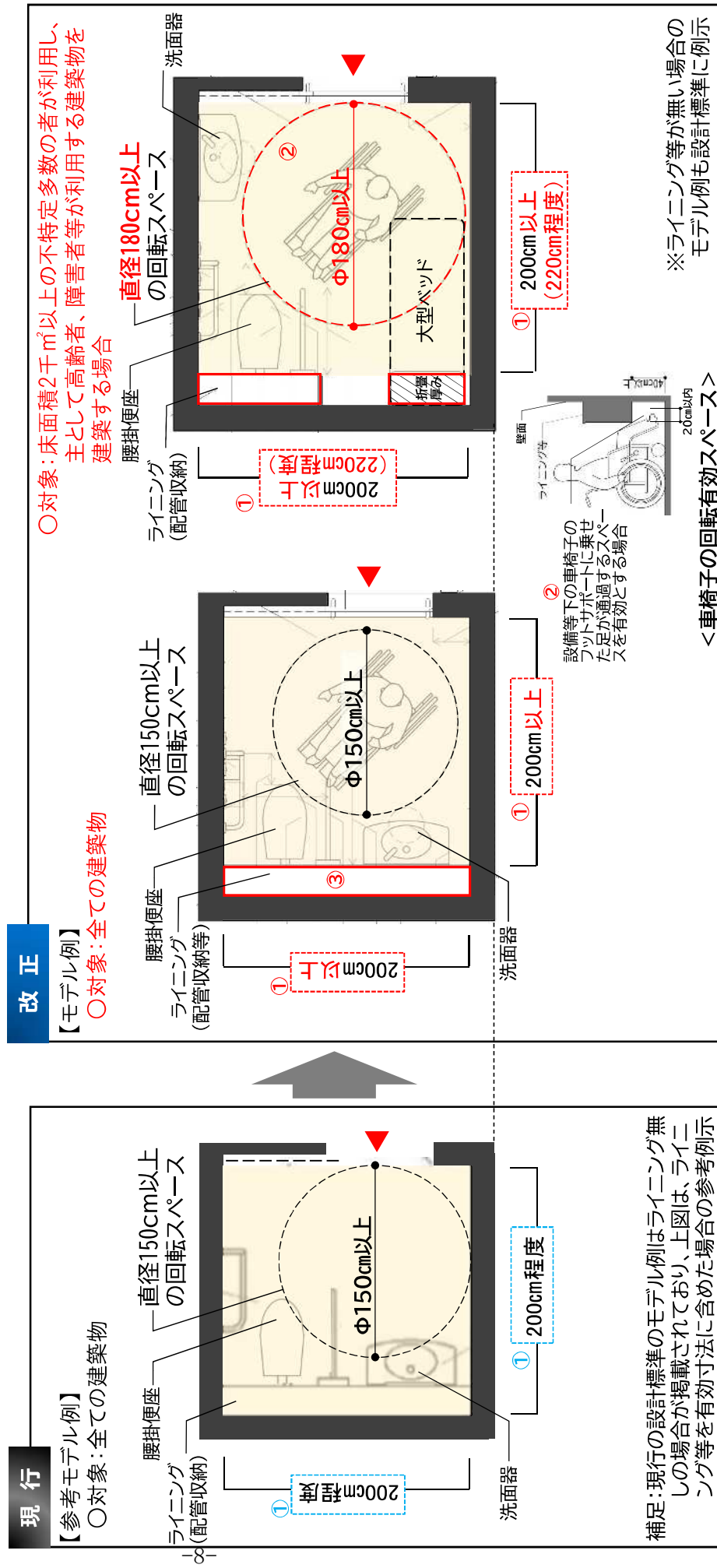


- スタッフ研修（メニュー等の読み上げ等）

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

●車椅子使用者用便房の大きさの見直し

- ① 対象：全ての建築物（共通）
トイレの大きさは、**配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で、2m以上×2m以上を確保**することを明示
- ② 対象：①のうち、床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物
大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正



補足：現行の設計標準のモデル例はライニング無しの場合が掲載されており、上図は、ライニング等を有効寸法に含めた場合の参考例示

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

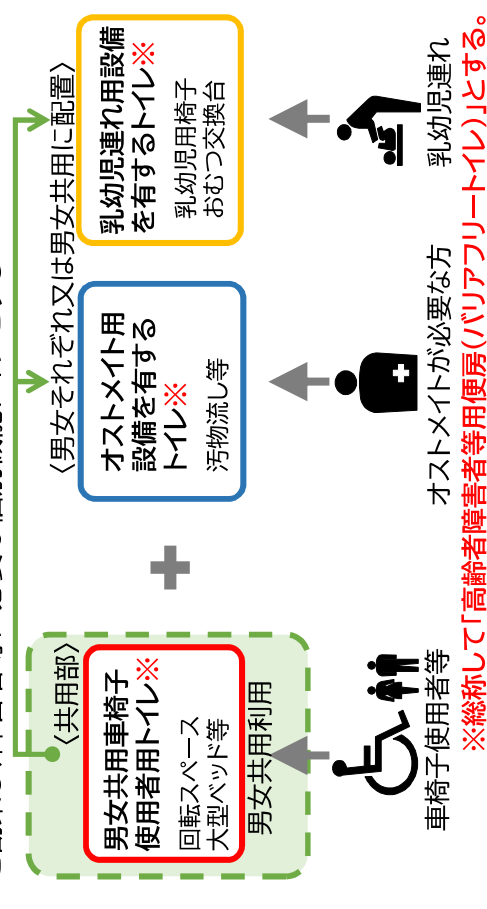
●多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

- ・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

改正

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)

○多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要ない個別機能トイレとする



【便房の機能を示す表示板(標識)】

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

【設計例】



●個別機能を備えた便房の表示例(車椅子使用者用便房・男女共用便房等)

・車椅子使用者用便房の表示と介助ベッドのピクトグラムの表示

・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

●個別機能を組み合わせた便房の表示例

(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房)



・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと男女共用のみの表示(便房内は大型ベッド付き)



・便所設備(機能)の分散配置を示した表示(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能とオストメイト用設備のピクトグラム表示のみ)

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

●車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)

- ① 建築物に1以上設ける車椅子使用者用駐車施設は、「車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さを確保する」と明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確にした改正
- ② 既存の車椅子使用者用駐車施設等で大型福祉車両が、駐車できない場合の運用面への柔軟な対応を追加

現 行

- ① 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。
 <留意点>リフト付き車両の高さ
 一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

【モデル例】

【設計例】

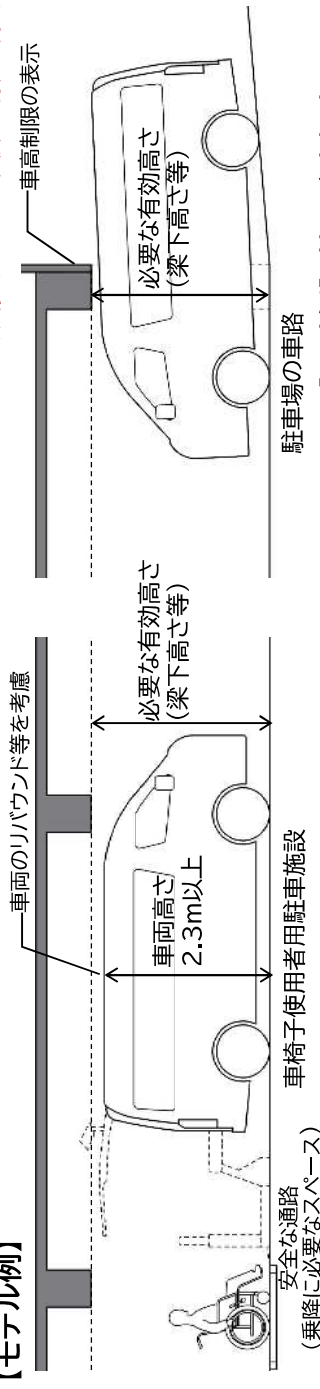
(なし)

改 正

- ・駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

- ① 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、又は屋外の駐車場施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保する。
 (改修等で対応が困難な場合を除く)

【モデル例】



【設計例】 地下駐車場出入口



②

- ・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車両230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応が行うことができるように備える。

(対応例: 一部のエリアで車高が確保できる車椅子使用者用駐車施設を設ける等)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- ① 国立競技場、小規模店舗（飲食・物販・サービス）、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- ② 設計段階から、高齢者・障害者等の意見を取り入れた建築物（国立競技場、他）を追加

改正

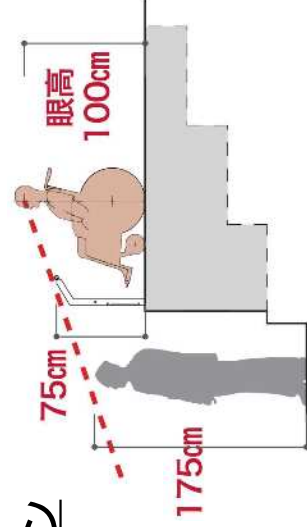
① 国立競技場における車椅子使用者用客席のサイトライン



施設外観
提供: 独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用者用客席
提供: 独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用者用客席のサイトライン

出典: 独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場について」

<https://www.jpnsport.go.jp/kokuritu/Portals/0/kokuritu/project-summary/kokuritsukyougijounitsuite.pdf>

- ・前列の人（身長175cmを想定）が立ち上がった状態でも、車椅子使用者用客席の視界を妨げない計画とされ、フィールド全体が視認できる。

※サイトライン（可視線）とは劇場等の客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見ることができ、視野の限界線のことである。

② UDワークショップの意見を踏まえた改善（国立競技場）

- ・エレベーターの階数表示・階数ボタンの配置の改善
- ・車椅子使用者用トイレの機器の配置の改善
- ・男女共用トイレの付添利用対応（カーテン設置）
- ・車椅子使用者用客席をバランス良く分散
- ・外部に補助犬トイレを設置

出典: 独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場におけるユニバーサルデザインワークショップについて」
<https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshoptsuite.pdf>



● UDワークショップの実施

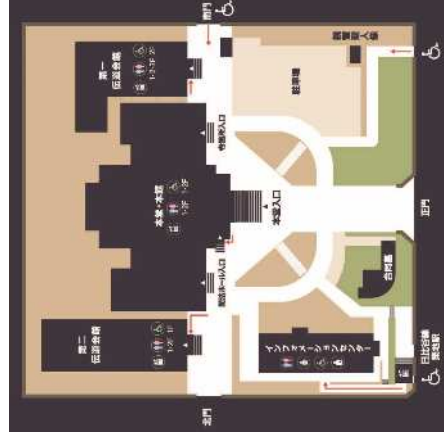


● 車椅子使用者のまま食事ができる可動席



● 車椅子のまま調整できる理容所

● 障害当事者を含む専門会社の提案意見を取り入れ、改修・改善を進める歴史的建造物（築地本願寺）②



● 全体配置図等（HP掲載の案内図）調査による提案を受けて、文字の大きさの変更やエレベーターを利用したバリアフリー経路等の表示が実施されている



● 階段（本堂）調査による提案を受けて、階段の段鼻には、注意喚起のため端部の色の塗分けがされている（柄については継続検討中）



● 出入口（本堂）の傾斜路 出入口の階段には傾斜路が併設されている（調査による提案を受けて、手すり設置による安全対策を2020年度中に実施する方針）

● 小規模店舗の事例①



● カウンター型のラーメン店（10席のうち可動式の椅子席: 4席）

令和3年3月31日
総合政策局安心生活政策課

高齢者、障害者等の移動等がさらに円滑になります！

～公共交通機関の「バリアフリー整備ガイドライン」を改訂～

国土交通省は、令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の改正を受けて、高齢者、障害者等の更なる移動等の円滑化を進めるため、公共交通機関の「バリアフリー整備ガイドライン」を改訂しました。

令和2年5月のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等に対し、バリアフリー化された旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）を遵守しなければならないこととされました。

これを受け、令和3年1月に移動等円滑化基準が改正（ソフト基準の創設）され、その遵守の具体的なあり方を示す「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン役務編）」を新たに策定しました。

また、優先席や高齢者障害者等用トイレ等に関する検討を踏まえ、「バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編」及び「バリアフリー整備ガイドライン車両等編」を一部改訂しました。

【本バリアフリー整備ガイドラインの趣旨】

- 本ガイドラインに定めた内容は、公共交通事業者等が旅客施設又は車両等を新たに整備・導入等する際や旅客施設及び車両等を使用して役務を提供する際に、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えることができるようにするための整備のあり方について、具体的に示した目安となります。

【令和3年3月における主な改訂項目】（別紙参照）

- （1）役務の提供の方法について
- （2）優先席について
- （3）高齢者障害者等用トイレについて
- （4）鉄道駅におけるプラットフォームと車両の間の段差・隙間の縮小について

【参考（バリアフリー整備ガイドライン）】

バリアフリー整備ガイドラインについては、以下の URL で公表しております。

- ・ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 川口、藤井

TEL : 03-5253-8111（内線 25-503、25-513）

03-5253-8306（直通）

FAX : 03-5253-1552

公共交通機関のバリアフリー整備ガイドラインの改訂について

見直しの背景・考え方

○ 役務の提供の方法について

- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、同基準に基づいて整備されたバリアフリー設備を用いた役務の提供を義務付け。(令和3年4月施行)
(例: 乗降用スロープの設置、照明設備による照度の確保 等)

○ 優先席について

- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、優先席の定義及び優先席の表示を義務付け。(令和3年4月施行)
- 旅客施設においては、優先席に関する内容の記載なし。
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両において、主に「標準的な整備内容」として記載。

○ 高齢者障害者等用トイレについて

- ガイドラインにおいては、バリアフリー設備の機能分散を記載。
- 令和2年度において、多機能トイレの利用集中を解消するため、「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 検討会」を設置し、今年度末にとりまとめを公表。

○ 鉄道駅におけるプラットホームと車両の間の段差・隙間の縮小について

- 令和元年10月に、鉄道駅におけるプラットホームと車両の間の段差・隙間の縮小に関する内容を改訂。
- その後、国土交通省では、単独乗降しやすい駅をわかりやすく示した、東京都心部バリアフリー鉄道MAPを公開、また、事業者では、単独乗降しやすいドア位置を視覚的に分かるよう表示。

具体的な内容

- 交通バリアフリー基準を踏まえ、公共交通機関における役務の提供に関する基本的な考え方を追加し、ガイドラインを新たに策定。

追加例

- ・照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保する。
- ・継続して音声により情報提供できるように、音声案内装置を維持管理する。等

- 旅客施設の休憩設備において、優先席に関する内容を追加。(内容は、鉄軌道車両及び乗合バス車両の内容に準拠)



- 鉄軌道車両及び乗合バス車両においては、優先席の表示を「移動等円滑化基準に基づく整備内容」として追記。

- とりまとめの内容をトイレ設置の「考え方」に反映。

反映例

- ・機能分散の具体的考え方として、車椅子利用者用便房に集中される機能のうち、「乳幼児連れ用設備」、「オストメイト用設備」の機能分散等を追記
- ・「多機能トイレ」について、ガイドライン上の表記を「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)」に統一



- 東京都心部バリアフリー鉄道MAPを追加。

- 単独乗降しやすいドア位置の表示事例の写真を追加。



川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下、「政令」という。）の一部改正（令和2年10月2日公布、令和3年4月1日施行）
 - (2) 政令の一部改正（令和2年12月9日公布、令和3年10月1日施行）
 - (3) 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）で定める整備基準の見直し（令和3年度3月31日公布、令和3年10月1日施行）
- 上記の改正等にあわせて、川崎市福祉のまちづくり条例（以下、「条例」という。）の改正を行う。

2 政令改正の背景と主な改正内容

(1) 特別特定建築物に公立小学校等の追加（令和3年4月1日施行）

平成30年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とし、共生社会実現に向けた高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備することを目標とした改正が行われた。

当該改正により、バリアフリー基準適合義務の対象拡大として、**公立小学校等が特別特定建築物***に追加され、併せて公立小学校等に対する基準の読替え規定が設けられた。

※特別特定建築物・・・官公庁の施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設等その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設

(2) 小規模の特別特定建築物における建築物移動等円滑化基準の見直し（令和3年10月1日施行）

地方公共団体は、政令で定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の規模の引き下げ、又は当該基準に必要な事項を付加することができることとされている。

現行の建築物移動等円滑化基準においては、2,000㎡以上の大規模の建築物を想定して定めているため、国は、小規模の建築物に当てはめた場合に建築主等にとって過度に負担の生じるものとなる場合も考えられ、条例制定が進まない一因と考えている。

このため、地方公共団体がより柔軟に条例による規模の引き下げを行うことができるよう、**500㎡未満の小規模の特別特定建築物（以下、「条例対象小規模特別特定建築物」という。）について、政令により一部基準を定める**ほか、それ以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して条例で設定することができることとされた。

なお、本市においては、既に条例により学校、病院、老人ホーム等の特別特定建築物について、適合義務となる規模を引き下げている。

3 本市におけるバリアフリーに関する課題

本市においては、庁舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があること、条例の基準が法の基準を完全に網羅していないため、基準がわかりにくくなっていること等の課題があることから、現行条例及び規則における課題や、法等の改正内容を踏まえ、**公共的施設の整備基準に移動等円滑化経路に関する事項を追加する等**、建築物に係る整備基準等について規則とあわせた改正を行う。

4 条例の改正内容

【改正条例第1条関係 令和3年4月1日施行】

(1) 建築物移動等円滑化に付加する事項に係る規定の適用の読替え規定の整備

公立小学校等に対する建築物移動等円滑化基準に付加する事項に係る規定の適用について読替えに係る規定の整備を行う。

【改正条例第2条関係 令和3年10月1日施行】

(2) 条例対象小規模特別特定建築物の基準に関する事項の追加

特別特定建築物については、政令で定める移動等円滑化基準に加え、条例による基準についても適合する必要がある。

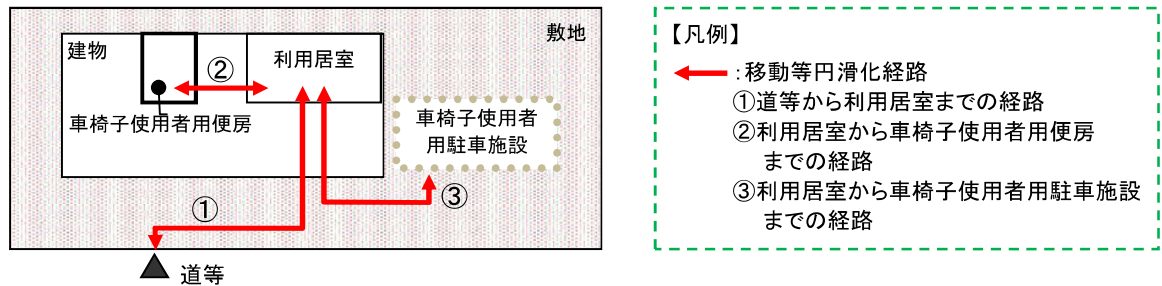
政令改正に伴い、条例対象小規模特別特定建築物については、階段、便所、駐車場等の規定の適用を受けないこととされたが、本市においては、現行の基準を維持するため、政令による適用を受けないこととなった基準を改めて条例で付加する。

現行		⇒	改正後	
政令	移動等円滑化経路		政令	移動等円滑化経路
	階段、便所、駐車場等		条例	階段、便所、駐車場等
条例	階段、便所等 (政令の基準に付加)		条例	階段、便所等 (政令の基準に付加)

条例対象小規模特別特定建築物における移動等円滑化基準のイメージ

(3) 公共的施設の整備基準に移動等円滑化経路に関する事項を追加

条例で定める公共的施設の整備基準は、法による建築物移動等円滑化基準の内容を網羅しておらず分かりづらいものとなっているところ、これを解消してより分かりやすい基準とするため、整備基準の内容を見直すこととし、法及び政令に規定する移動等円滑化経路に関する事項を追加する。



(4) 国等における公共施設の手続に関する特例制度の廃止

現在、国や地方公共団体の建物については、新築時のみ事前の通知を求めているが、庁舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があることから、既存公共施設のバリアフリー化推進への対応の一つとして、当該施設における増築、用途変更、大規模修繕等を行う場合においても、事前協議及び完了届の提出を義務付ける。

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、改正条例第2条の規定については同年10月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p>	<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p>
<p>第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。</p>	<p>第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。</p>
<p>(1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。） (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>	<p>(1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。） (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>
<p>第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。 (階段)</p>	<p>第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。 (階段)</p>
<p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p>	<p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p>
<p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。 (便所)</p>	<p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。 (便所)</p>
<p>第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (移動等円滑化経路)</p>	<p>第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (移動等円滑化経路)</p>
<p>第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p>
<p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。 (増築等に関する適用範囲)</p>	<p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。 (増築等に関する適用範囲)</p>
<p>第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にする）を含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にする）を含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設(令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)</p> <p>第33条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設(令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(特定建築物に関する読替え)</p> <p>第33条 第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号</p>	<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第6条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第6条）</p>
<p>第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条）</p>	<p>第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条）</p>
<p>第3章 施設の整備</p>	<p>第3章 施設の整備</p>
<p>第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条）</p>	<p>第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条）</p>
<p>第2節 指定施設の整備（第15条～<u>第21条</u>）</p>	<p>第2節 指定施設の整備（第15条～<u>第22条</u>）</p>
<p>第3節 公共車両等、公共的工物及び住宅の整備（<u>第22条～第24条</u>）</p>	<p>第3節 公共車両等、公共的工物及び住宅の整備（<u>第23条～第25条</u>）</p>
<p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（<u>第25条～第35条</u>）</p>	<p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（<u>第26条～第35条</u>）</p>
<p>第5章 雑則（第36条）</p>	<p>第5章 雑則（第36条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第3章 施設の整備</p>	<p>第3章 施設の整備</p>
<p>第1節 公共的施設の整備</p>	<p>第1節 公共的施設の整備</p>
<p>（整備基準）</p>	<p>（整備基準）</p>
<p>第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。</p>	<p>第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。</p>
<p>2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。</p>	<p>2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。</p>
<p><u>(1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 敷地内の通路に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 出入口に関する事項</u></p>	<p><u>(1) 出入口に関する事項</u></p>
<p><u>(4) 廊下及び階段に関する事項</u></p>	<p><u>(2) 廊下及び階段に関する事項</u></p>
<p><u>(5) エレベーターに関する事項</u></p>	<p><u>(3) エレベーターに関する事項</u></p>
<p><u>(6) 便所に関する事項</u></p>	<p><u>(4) 便所に関する事項</u></p>
<p><u>(7) 駐車場に関する事項</u></p>	<p><u>(5) 駐車場に関する事項</u></p>
<p><u>(8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項</u></p>	<p><u>(6) 案内標示及び視覚障害者誘導施設に関する事項</u></p>
<p><u>(9) 歩道及び公園の園路に関する事項</u></p>	<p><u>(7) 歩道及び公園の園路に関する事項</u></p>
<p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項</u></p>	<p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項</u></p>
<p>第2節 指定施設の整備</p>	<p>第2節 指定施設の整備</p>
<p>（事前協議）</p>	<p>（事前協議）</p>
<p>第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。</p>	<p>第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。</p>
<p>（指導又は助言）</p>	<p>（指導又は助言）</p>
<p>第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>
<p>（工事完了の届出、完了検査等）</p>	<p>（工事完了の届出、完了検査等）</p>
<p>第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。</p>	<p>第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。</p>
<p>3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>
<p>（勧告）</p>	<p>（勧告）</p>
<p>第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。</p>	<p>第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。</p>
<p>2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</p>	<p>2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</p>
<p>3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。</p>	<p>3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p> <p>(適合状況の報告等)</p> <p>第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの(以下「既存指定施設」という。)を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p> <p>(適合状況の報告等)</p> <p>第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの(以下「既存指定施設」という。)を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第22条 この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)に対しては、適用しない。ただし、国等が、指定施設の新築をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に通知しなければならない。</u></p>
<p>第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 (公共車両等の整備)</p> <p>第22条 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(公共的工作物の整備)</p> <p>第23条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物(以下「公共的工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p> <p>第24条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。</p> <p>(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)</p> <p>(特別特定建築物等の新築の規模)</p> <p>第26条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等(特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。)(応急仮設建築物等を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>	<p>第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 (公共車両等の整備)</p> <p>第23条 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(公共的工作物の整備)</p> <p>第24条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物(以下「公共的工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p> <p>第25条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。</p> <p>(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)</p> <p>(特別特定建築物等の新築の規模)</p> <p>第27条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等(特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。)(応急仮設建築物等を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項（次項に規定する<u>条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものを除く。</u>）は、次条から第32条までに定めるところによる。</p>	<p>第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。</p>
<p>2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 踊場に手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p>	<p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 踊場に手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p>
<p>2 前第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロープが設けられている場合には、適用しない。</p> <p>(便所)</p>	<p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロープが設けられている場合には、適用しない。</p> <p>(便所)</p>
<p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(移動等円滑化経路)</p>	<p>第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(移動等円滑化経路)</p>
<p>第30条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>第31条 <u>令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p>
<p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。</p> <p>(増築等に関する適用範囲)</p>	<p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。</p> <p>(増築等に関する適用範囲)</p>
<p>第31条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び第33条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ</p>	<p>第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ</p>

改正後	改正前																																																
<p>ター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)</p> <p>第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、第29条及び前条の規定(条例対象小規模特別特定建築物にあつては、同条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p><u>(建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)</u></p> <p>第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 第25条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表 (第26条関係)</p>	<p>ター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)</p> <p>第33条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 第26条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表 (第27条関係)</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別特定建築物等</th> <th>建築の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)</td> <td>2,000平方メートル未満</td> </tr> <tr> <td>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療所(患者の入院施設がないものに限る。)</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂</td> <td>500平方メートル以上</td> </tr> <tr> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別特定建築物等	建築の規模	学校	床面積の合計	病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		博物館、美術館又は図書館		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計	集会場又は公会堂	500平方メートル以上	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		公衆浴場		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別特定建築物等</th> <th>建築の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)</td> <td>2,000平方メートル未満</td> </tr> <tr> <td>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療所(患者の入院施設がないものに限る。)</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂</td> <td>500平方メートル以上</td> </tr> <tr> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別特定建築物等	建築の規模	学校	床面積の合計	病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		博物館、美術館又は図書館		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計	集会場又は公会堂	500平方メートル以上	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		公衆浴場	
特別特定建築物等	建築の規模																																																
学校	床面積の合計																																																
病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満																																																
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署																																																	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの																																																	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																																																	
博物館、美術館又は図書館																																																	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの																																																	
診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計																																																
集会場又は公会堂	500平方メートル以上																																																
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗																																																	
公衆浴場																																																	
特別特定建築物等	建築の規模																																																
学校	床面積の合計																																																
病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満																																																
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署																																																	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの																																																	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																																																	
博物館、美術館又は図書館																																																	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの																																																	
診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計																																																
集会場又は公会堂	500平方メートル以上																																																
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗																																																	
公衆浴場																																																	

改正後		改正前	
飲食店	床面積の合計 1,000平方メー トル以上	飲食店	床面積の合計 1,000平方メー トル以上
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
展示場		展示場	
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	